

平成 24 年 11 月 12 日

「経営革新等支援機関」の認定について

当組合は、平成 24 年 11 月 5 日に中小企業経営力強化支援法に基づき、「経営革新等支援機関」の認定を受けましたのでお知らせ致します。

本制度は、多様化・複雑化した中小企業の経営課題に対応すべく、金融および企業財務等に関する専門的な知識や実務経験を有する一定レベル以上の者を国が支援機関として認定するものです。

記

1. 相談窓口

当組合全本支店の融資窓口にてご相談を受付致します。

2. 相談内容

創業支援 事業計画作成支援 事業承継 販路開拓
金融、財務

また、当組合の支援を受けながら経営改善に取り組む中小企業者の皆様に対しては、課題解決のための専門家の紹介、信用保証協会の信用保証料が概ね 0.2% 引き下げられる支援措置があります。

当組合では、今後も様々な経営課題を抱えるお客様に対して積極的にサポートしてまいります。どうぞ、お近くの「きょうえい」までお気軽にご相談ください。

以 上